

地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性評価について(報告)

【介護予防支援業務の公正・中立性評価の趣旨】

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者として、介護予防支援業務を担当圏内で独占的に実施する事業者であるので、その運営については、高度な公正・中立性が求められます。

そのため、横浜市では、要綱により評価基準を定めて、定期的に地域包括支援センターが実施した介護予防支援業務(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護)の評価を行い、高度な公正・中立性を確保します。

【評価方法】

評価にあたっては、下記の判断基準数値(占有率)を超えた地域包括支援センターを抽出し、ヒアリングを実施します。

【評価の種類】

(1) 時点評価(平成19年度から実施)

① 介護予防訪問介護

特定月に作成され、〇〇事業者の介護予防訪問介護が位置づけられた介護予防ケアプランの件数

特定月に作成され、介護予防訪問介護が位置づけられた介護予防ケアプランの総件数

50%以下: 課題なしと推定

50%以上: 課題ありと推定

② 介護予防通所介護

特定月に作成され、〇〇事業者の介護予防通所介護が位置づけられた介護予防ケアプランの件数

特定月に作成され、介護予防訪問介護が位置づけられた介護予防ケアプランの総件数

70%以下: 課題なしと推定

70%以上: 課題ありと推定

平成20年度 緑区において該当事業者はありませんでした。

(2) 期間評価(平成20年度から実施)

評価時における占有率が30%以上でありかつ、前年度同月と比較して、占有率が30ポイント以上増加している場合: 課題ありと推定します。

平成20年度 緑区該当事業者: 横浜市鴨居地域ケアプラザ(平成20年11月に前年同月と比較して、35ポイントの増加)

ヒアリングの実施

【ヒアリング実施結果】

当該地域包括支援センターは平成19年11月に開所しており、サービス利用が本格化したのは平成20年度からとなっています。(平成20年度からサービス利用件数割合は概ね平準化しています)

調査基準月が11月であり、開所当初の数値との比較となったため、今回の要綱上の基準に該当してしまったものと考えられます。

H19年11月時点 占有率: 14%[開館当初のため占有率は低い]

H20年11月時点 占有率: 49%[20年度は概ね45~50%の間で占有率は推移]

→ 今後は急激な占有率の増は見込まれないものと考えます。